

## 磐梯町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	3,739 人	3,853,233 千円	181,718 千円	628,919 千円	16.32%	14.47%

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
25年度	69 人	265,394 千円	36,914 千円	97,816 千円	400,124 千円	5,799 千円	5,473 千円

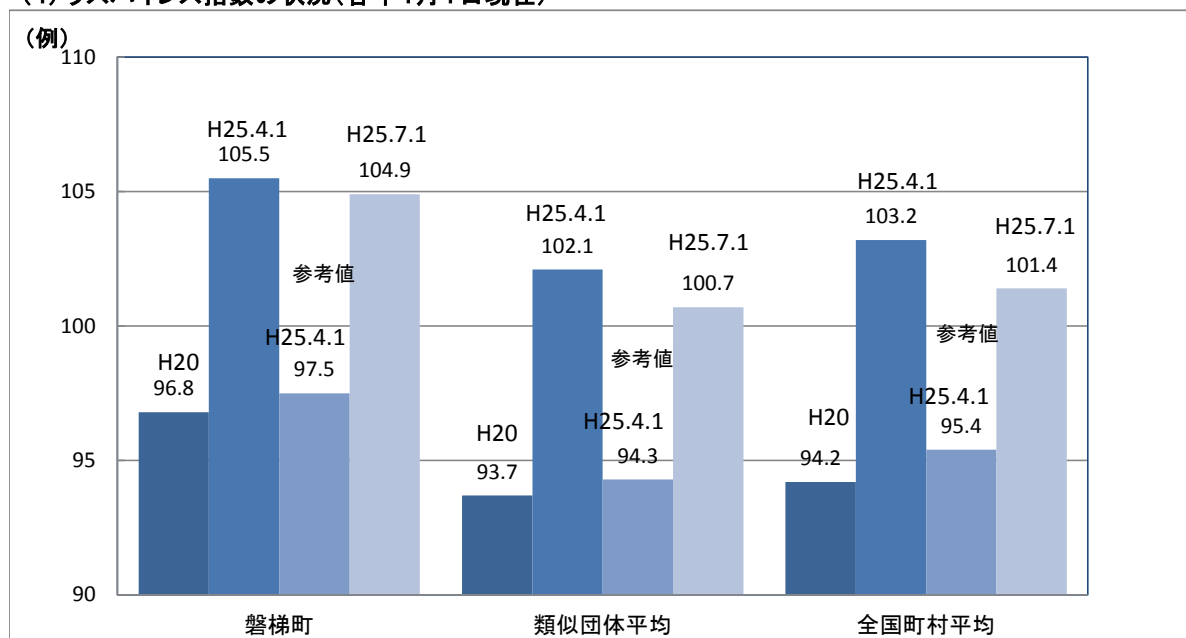
- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

##### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施している	
<b>抑制済又は減額措置の内容</b>	
(給料) 平成25年8月1日～平成26年2月28日まで三役及び職員給料の月額5.24%減額 H25.4.1ラスパイレ指数105.5 参考値97.5 減額時点のラスパイレ指数99.3	
(手当) なし	

#### (4) ラスパイレ指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(精用)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値で

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
磐梯町	41.6 歳	319,800 円	351,780 円	346,503 円
福島県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	—	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.4 歳	308,516 円	346,738 円	333,744 円

(注)1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区分	磐梯町	福島県	国	
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	163,987 円 (172,200) 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	133,418 円 (140,100) 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)で、

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	278,100 円	370,400 円	—
	高校卒	235,000 円	322,000 円	405,071 円

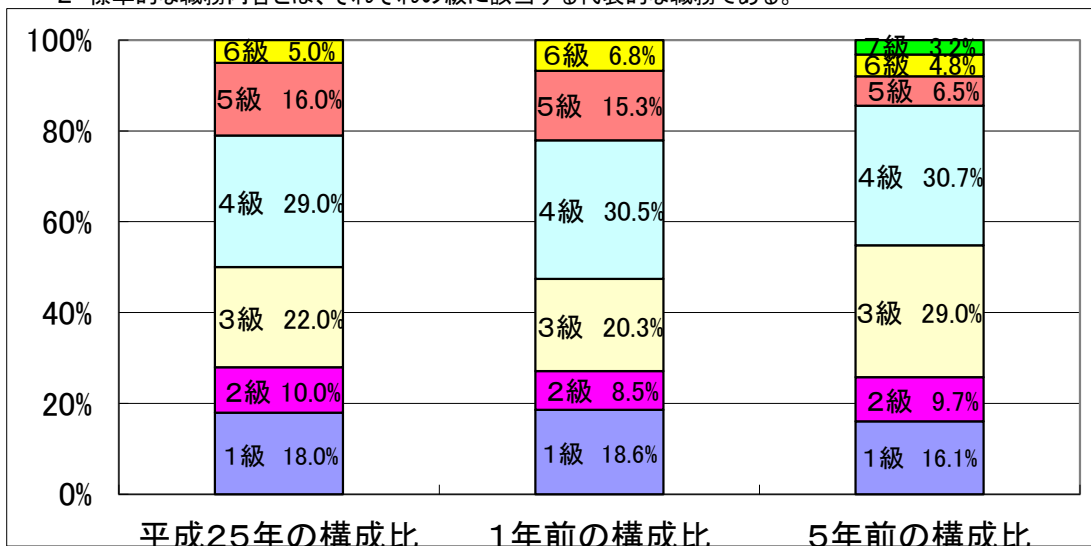
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	10 人	18 %
2 級	主査	6 人	10 %
3 級	副主幹	13 人	22 %
4 級	主幹・グループ長	17 人	29 %
5 級	副参事・課長・室長・局長	9 人	16 %
6 級	参事・課長	3 人	5 %
7 級	理事	0 人	0 %

(注)1 磐梯町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

**(2) 昇給への勤務成績の反映状況**

<b>【昇給】</b>	
勤務成績が極めて良好である職員	A・・・8号級以上昇給(55歳以上は4号級以上昇給)
勤務成績が特に良好である職員	B・・・6号級昇給(55歳以上は3号級昇給)
勤務成績が良好である職員	C・・・4号級昇給(55歳以上は2号級昇給)
勤務成績がやや良好でない職員	D・・・2号級昇給(55歳以上は1号級昇給)
勤務成績が良好でない職員	E・・・昇給なし
<b>【昇給の状況】</b>	
昇給日・・・1月1日	
当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て昇給を行う。	

**4 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

磐梯町	福島県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,386 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,638 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

判定期間中の勤務状況(病欠休暇、育児休業等の取得、中途採用等)を反映させ支給割合を決定しているが、職員については勤務実績は反映させず一律支給。

**(2) 退職手当(25年4月1日現在)**

磐梯町				国			
(支給率)	自己都合	勤奨・定年		(支給率)	自己都合	勤奨・定年	
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分		勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分		勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分		勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分		最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		
	退職時特別昇給(20年以上勤続)				(平成25年11月1日より)		

**(3) 地域手当**

該当なし

**(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)**

支給実績(24年度決算)				582 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)				28,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)				25.9 %
手当の種類(手当数)				8
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫作業従事手当	右記業務に従事した職員	伝染病患者の救護、付着物件の処理、家畜の防疫作業	日額400円	
行路病死入処理手当	右記業務に従事した職員	行路病死入の処理作業	1件当たり1,000円	
徴税事務従事手当	右記業務に従事した職員	町税の賦課及び徴収事務	月額3,000円	
保育従事手当	右記業務に従事した職員	保育所の保育業務	月額2,000円	
児童館保育従事手当	右記業務に従事した職員	児童館の保育業務	月額2,000円	
幼稚園教育従事手当	右記業務に従事した職員	幼稚園の教育業務	月額2,000円	
水道技術管理業務	右記業務に従事した職員	水道技術管理業務	月額5,000円	
水道現場作業従事業務	右記業務に従事した職員	水道事業の現場作業	月額3,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	11,332 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	167 千円
支給実績(23年度決算)	13,782 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	200 千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手当名 (24年度末支給対象人数)	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当 (42)	主として職員の扶養を受けている配偶者月額13,000円、配偶者以外6,500円、配偶者なし1人目11,000円、特定期間の加算5,000円	同		7,496 千円	178,476 円
住居手当 (29)	月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し最高額27,000円	異	(国)月額12,000円を超える家賃の場合支給	1,585 千円	54,655 円
通勤手当 (56)	交通機関等利用者-運賃等相当額(55,000円以下) 交通用具使用者-通勤距離2km以上通勤距離に応じた額(上限49,300円)	異	使用距離区分及び支給額	3,117 千円	55,661 円
管理職手当 (13)	管理又は監督の地位にある職員で、職及び級の区分により支給(24,000円~43,300円)	異	区分別に定額の手当額	5,415 千円	416,538 円
宿日直手当 (35)	宿日直勤務1回につき4,800円	異	(国)勤務1回につき4,200円	581 千円	16,600 円
寒冷地手当 (84)	11月~3月の各月初日基準で世帯等の区分により支給(月額7,360円~17,800円)	同		4,504 千円	53,619 円

6 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	717,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 750,000 円 / 403,200 円
	副町長	579,000 円	635,000 円 / 455,000 円
報酬	議長	265,000 円	300,000 円 / 160,000 円
	副議長	215,000 円	245,000 円 / 140,000 円
	議員	193,000 円	223,000 円 / 100,000 円
期末手当	市区町村長 副町長	(24年度支給割合) 2.90 月分	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.90 月分	
退職手当	市区町村長 副町長	(算定方式) 給料月額×在職月数×48/100	(1期の手当額) 16,519,680 円 8,059,680円
	備考		(支給時期) 任期ごと 任期ごと

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

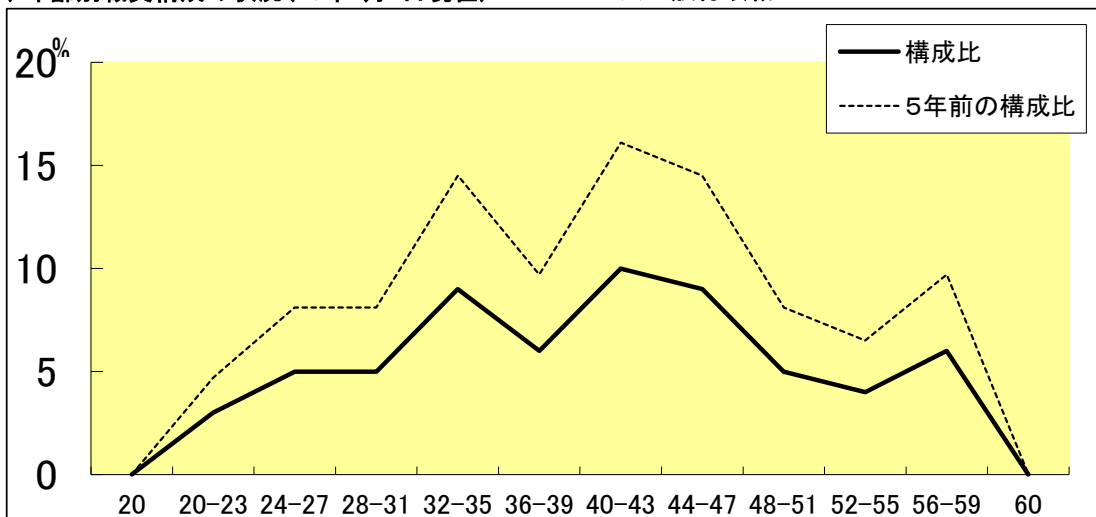
区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成24年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	業務増  退職
		総務企画	23	22	1	
		税 務	3	3	0	
		民 生	12	12	0	
		衛 生	4	5	△ 1	
		農林水産	6	6	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	4	5	△ 1	
		計	56	57	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 149.77人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 148.34人)
		教育部門	14	14	0	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	70	71	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.21人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 173.69人)	
公業計 営等部 企会門		水道	3	3	0	任期付職員の退職
		下水道	2	2	0	
		その他	4	5	△ 1	
		小 計	9	10	△ 1	
合 計		79 [ 90 ]	81 [ 90 ]	△ 2 [ - ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 211.29人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)

※一般行政職



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	4人	8人	4人	9人	6人	7人	10人	6人	3人	0人	58人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	54	53	52	57	56	(%)
教育	11	11	11	12	14	14	3(△21.4%)
消防							(%)
普通会計	67	65	64	64	71	70	3(4.285%)
公営企業等会計	11	10	10	9	10	9	
総合計	78	75	74	73	81	79	1(1.26%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年においては合併前の旧団体の合計職員数